

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準		所管課
				処分基準	処分基準を定めない理由	
120	勧告に係る措置命令	空家等対策の推進に関する特別措置法	第14条第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
121	工事原因者に対する工事施行命令	河川法	第100条において準用する第18条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
122	洪水時等における業務従事命令	河川法	第100条において準用する第22条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
123	工作物用途廃止後の原状回復命令	河川法	第100条において準用する第31条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
124	流水占用料等の徴収	河川法	第100条において準用する第32条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
125	河川の従前の機能の維持の指示	河川法	第100条において準用する第44条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
126	ダムの操作規程の変更命令	河川法	第100条において準用する第47条第4項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
127	洪水調節のための指示	河川法	第100条において準用する第52条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
128	改善命令及び指定の取消し	河川法	第100条において準用する第58条の11第2項及び第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
129	工事費用の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第67条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
130	附帯工事費用の原因者負担命令	河川法	第100条において準用する第68条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
131	工事費用の受益者への負担命令	河川法	第100条において準用する第70条第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
132	負担金等の督促	河川法	第100条において準用する第74条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
133	延滞金の徴収	河川法	第100条において準用する第74条第5項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
134	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準		所管課
					処分基準を定めない理由	
135	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
136	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
137	損失補償額の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第76条第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
138	改善命令及び指定の取消し	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の5第2項及び第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
139	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないもの変更命令等	景観法	第17条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
140	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるための原状回復命令	景観法	第17条第5項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
141	景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令	景観法	第23条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
142	景観重要建造物の管理改善の措置命令	景観法	第26条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
143	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第23条第1項の準用)	景観法	第32条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
144	景観重要樹木の管理改善の措置命令	景観法	第34条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
145	違反建築物に対する措置命令	景観法	第64条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
146	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令	景観法	第70条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
147	景観整備機構に対する業務改善命令	景観法	第95条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
148	景観整備機構の指定の取消し	景観法	第95条第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
149	受益者への公園事業の執行に要する費用の負担命令	自然公園法	第58条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準		所管課
				処分基準	処分基準を定めない理由	
150	原因者への工事費用負担命令	自然公園法	第59条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
151	生産緑地内の原状回復命令等	生産緑地法	第9条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
152	路外駐車場の使用停止命令等	駐車場法	第19条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
153	改善命令	中心市街地の活性化に関する法律	第28条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
154	計画の認定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第29条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
155	是正命令	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
156	中心市街地整備推進機構の指定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
157	協定の認定の取消し	都市再生特別措置法	第77条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
158	立地誘導促進施設協定の認可の取消し	都市再生特別措置法	第109条の6第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
159	改善措置命令及び指定の取消し	都市再生特別措置法	第121条第2項及び第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
160	認定集約都市開発事業の施行に係る改善命令	都市の低炭素化の促進に関する法律	第14条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
161	集約都市開発事業計画の認定の取消し	都市の低炭素化の促進に関する法律	第15条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
162	違反建築物に対する措置命令	都市緑地法	第37条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
163	改善命令	都市緑地法	第64条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
164	認定の取消し	都市緑地法	第65条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準		所管課
				処分基準	処分基準を定めない理由	
165	推進法人に対する改善命令	都市緑地法	第72条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
166	推進法人の指定の取消し	都市緑地法	第73条第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
167	受益者からの負担金の徴収	土地改良法	第90条第6項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
168	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
169	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第4項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
170	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第6項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
171	受益者からの分担金の徴収	土地改良法	第91条第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
172	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
173	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第4項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
174	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
175	特別徴収金の徴収(法第36条の3第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
176	一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
177	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
178	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
179	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用)	土地改良法	第96条の4	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準		所管課
				処分基準	処分基準を定めない理由	
180	清算金の徴収	土地改良法	第108条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
181	土地改良事業の障害物の除去等	土地改良法	第119条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	まちづくり課
182	違反建築物の除去命令等（町が施行する土地区画整理事業）	土地区画整理法	第76条第4項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
183	建築物の移転又は除去費用の徴収	土地区画整理法	第78条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
184	仮清算金の徴収	土地区画整理法	第102条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
185	清算金の徴収	土地区画整理法	第110条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
186	清算金の督促	土地区画整理法	第110条第3項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
187	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し	土地区画整理法	第117条の2第4項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
188	他の工作物管理者の工事施行命令	道路法	第21条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
189	工事原因者への工事施行命令	道路法	第22条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
190	道路占用料の徴収	道路法	第39条第1項	設定している	—	まちづくり課
191	原状回復に代る措置の指示	道路法	第40条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
192	車両積載物の落下予防等措置命令	道路法	第43条の2	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
193	工作物管理者の危険防止措置命令	道路法	第44条第4項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
194	違反車両の通行中止等の措置命令	道路法	第47条の4第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準		所管課
					処分基準を定めない理由	
195	道路に関する必要な措置命令	道路法	第47条の4第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
196	道路保全立体区域内での措置命令	道路法	第48条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
197	行為の中止、物件の除却等の命令	道路法	第48条第4項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
198	連結料の徴収	道路法	第48条の7第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
199	違反行為の中止その他の措置命令	道路法	第48条の12	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
200	通行の中止その他の措置命令	道路法	第48条の16	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
201	原因者への工事費用負担命令	道路法	第58条第1項	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	まちづくり課
202	原因者への工事費用負担命令	道路法	第59条第3項	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	まちづくり課
203	工作物管理者への費用負担命令	道路法	第60条	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
204	受益者への工事費用負担命令	道路法	第61条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
205	非常災害時の土地の収用、処分	道路法	第68条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
206	非常災害時の防ぎよ従事命令	道路法	第68条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
207	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
208	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
209	負担金等の督促	道路法	第73条第1項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準		所管課
					処分基準を定めない理由	
210	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
211	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示〔第40条第2項の準用〕	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
212	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
213	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
214	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
215	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
216	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)	道路法	第91条第2項	法令の規定のとおり	—	まちづくり課
217	変更命令	工場立地法	第10条第1項	法令の規定のとおり	—	産業課
218	認定の取消し	市民農園整備促進法	第10条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
219	協定の認定の取消し	集落地域整備法施行令	第11条第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
220	設立の認可取消し等	商工会法	第51条	法令の規定のとおり	—	産業課
221	商工会議所の業務の一部停止	商工会議所法	第59条第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
222	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等	森林法	第10条の9	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
223	施業実施協定の認可の取消し	森林法	第10条の11の8第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
224	森林経営計画の認定の取消し	森林法	第16条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
225	保安林における択伐の届出書に係わる択伐計画の変更命令	森林法	第34条の2第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
226	保安林における間伐の届出書に係わる択伐計画の変更命令	森林法	第34条の2第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
227	先端設備等導入計画の認定の取消し	中小企業等経営強化法	第53条	法令の規定のとおり	—	産業課
228	店舗集団化計画の認定の取消し	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
229	共同店舗等整備計画の認定の取消し	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
230	商店街整備計画の認定の取消し	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
231	商店街整備等支援計画の認定の取消し	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
232	鳥獣の捕獲等々の許可等に係る措置命令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第10条第1項	法令の規定のとおり	—	産業課
233	鳥獣の捕獲等の許可等（第9条第1項の許可に係るものに限る）。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第10条第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
234	捕獲した鳥獣の飼養登録を受けた者に対する措置命令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
235	捕獲した鳥獣の飼養の登録の取消し	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
236	販売禁止鳥獣等の販売許可の違反者に対する措置命令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第9項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
237	販売禁止鳥獣等の販売許可の取消し	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第10項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
238	青年等就農計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第2項	法令の規定のとおり	—	産業課
239	農用地利用集積計画の取消し	農業経営基盤強化促進法	第20条の2第2項	法令の規定のとおり	—	産業課

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準		所管課
					処分基準を定めない理由	
240	農用地利用規程の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第24条第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
241	協定の認可の取消し	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の11第1項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	産業課
242	事業計画の認定の取消し等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第2項及び第3項	法令の規定のとおり	—	産業課